

観光学術学会則

2021年7月4日改定

第一章 総則

第一条 (名称) 本会は、観光学術学会と称する。

第二条 (目的) 本会は、観光学の学術的発展と普及を図ることを目的とする。

第三条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 機関誌及び図書などの刊行
- (2) 研究発表のための会合の開催
- (3) 国内及び国外の学術団体、学会との連絡・交流
- (4) 観光学の研究調査
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第四条 (事務局の所在) 本会の事務局は、(有) CR-ASSIST (大阪市阿倍野区阪南町 1-50-3) 内に置く。

第二章 会員

第五条 (会員種別) 本会の会員を次の五種類とする。

(1) 正会員

観光学もしくは観光の関連分野にかかわる学識・技術または経験を有し、その発展に寄与しようとする者

(2) 名誉会員

正会員のうち、本会に特別の功労があり、評議員が総会において推薦し承認された者

(3) 準会員

観光学もしくは観光の関連分野の学修・研究に関心を有し、大学学部にて在学中の学生

(4) 機関会員

本会の目的に賛同する公共性のある機関又は団体

(5) 賛助会員

本会の目的に賛同し、観光に関連する分野で事業活動等を行い、本会の事業を賛助しようとする法人または団体

第六条 (入会) 本会に入会しようとする者は、所定の入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第七条 (名誉会員) 名誉会員は、この会に特別の功労がある者の中から、評議員会の議を経て総会において推薦する。名誉会員からは会費を徴収しない。

第八条（会費）会費は別に定める。当該年度の年会費を前納するものとする。会員が納入した会費はその理由を問わず、これを返還しない。

第九条（退会）会員が退会しようとするときは、会長に退会届を提出し、任意に退会することができる。

第十条（会員資格の喪失）会員が、次の各号に該当する場合にはその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 法人又は団体が解散したとき
- (4) 3年を超えて会費を滞納したとき
- (5) 総会の議決により除名されたとき

第十一条（除名）会員が、次の各号に該当する場合には総会の議決により除名することができる。

- (1) 本会の会則や規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項により、除名の議決があったときは、当該会員に対し、文書により通知するものとする。

第十二条（会員の権利）会員は機関誌の配布を受けることができる。正会員、準会員、名誉会員は、機関誌に対する投稿ならびに学術大会における研究発表を行うことができる。賛助会員は、機関誌に別の規程に定める広告を掲載することができる。なお、準会員、機関会員、賛助会員は総会における議決権を有しない。

第三章 役員・会計監査

第十三条（役員）本会は次の役員を置く。その定数は以下の通りである。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 12名以上 15名以内
- (4) 評議員 35名以内

第十四条（役員・会計監査の選出および任期）役員および会計監査の選出方法および任期は以下の項に定めるところとする。

- (1) 次期会長は、評議員予定者3名以上の推薦を得た会員から、評議員予定者による無記名投票で選出する。その任期は3年とし、連続2期までとする。
- (2) 次期副会長は、次期会長が会員の中から指名する。その任期は3年とし、連続2期までとする。
- (3) 次期理事は、評議員予定者の互選により選出する。その任期は3年とし、連続2期までと

する。なお理事には会長・副会長を含むものとする。

(4) 評議員の選出は観光学術学会選挙規則に基づき会員が選挙する。その任期は 3 年とし、連続 2 期までとする。評議員数が理事数の 2 倍以下となる場合には、会長は補欠の評議員を選任しなければならない。なお評議員には理事を含むものとする。

(5) 会計監査は、評議員会の議を経て、総会において 2 名選出する。その任期は 3 年とする。役員とは兼任できないものとする。

第十五条 (役員・会計監査の任務) 役員および会計監査の任務は以下の通りである。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長の会務を補佐し、会長に事故ある時または欠けた時は、その職務を代行する。

(3) 評議員は、評議員会を組織し、本会則で定める事項を審議し、決定する。

(4) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

(5) 会計監査は、本会の財産および会計を監査する。

第十六条 (役員の解任) 役員が次の各号に該当するときは、評議員会及び総会で各々の 4 分の 3 以上の議決により会長がこれを解任することができる。この場合、評議員会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第四章 会議

第十七条 (会議の招集) 総会、評議員会及び理事会は、会長がこれらを招集する。

第十八条 (評議員会) 評議員会は、評議員をもって構成し、次の事項を審議し、決定する。

(1) 会則に定められた事項

(2) 予算及び決算

(3) 総会に付すべき事項

(4) その他本会に関する重要な事項

第十九条 (理事会) 理事会は、理事をもって構成し、以下の会務を執行する。

(1) 評議員会に付すべき事項の策定

(2) 編集・庶務・集会・企画・広報等の基本に関する事項

(3) その他本会の事業遂行に必要な事項

2. 理事会は、上記の会務遂行のために委員会を設けることができる。

第二十条 (総会) 総会は正会員および名誉会員をもって構成し、年一回開催する。

2. 会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

3. 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 本会則の変更

- (2) 解散
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) 事業報告および収支決算の承認
- (5) 評議員の選任
- (6) 役員の承認
- (7) 役員の解任
- (8) その他運営に関する重要事項その他運営に関する重要事項

第二十一条（定足数）会議のうち、評議員会と理事会はそれぞれの総数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立するものとする。

第二十二条（議決等）会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第二十三条（緊急時の対応）自然災害等不測の事態が発生し、会議の開催が困難であると判断される場合は、理事会での審議により、会議を延期または中止することができる。

第二十四条（議事録）すべての会議には、議事録を作成する。総会および評議員会については、議長および当該会議において選任された出席者の記名捺印の上、これを保存する。

第五章 会計

第二十五条（会計）本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。理事会は、前年度事業報告および収支決算と次年度の事業計画および収支予算を作成し、評議員会の議を経て総会の承認を求めるものとする。ただし収支決算については会計監査の監査を受けなければならない。

2. 本会の会費および寄付金は以下の通りとする。

- (1) 正会員(一般) 8,000 円
- (2) 正会員 (大学院生) 4,000 円
- (3) 正会員 (シニア) 4,000 円
- (4) 名誉会員 徴収しない
- (5) 準会員 (学部学生) 2,500 円
- (6) 機関会員 8,000 円
- (7) 賛助会員 50,000 円
- (8) 寄付金 一口 5,000 円

第二十六条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

第二十七条 本会設立時の理事および評議員の任期については、第十二条に定める期数制限は適用しないものとする。

第二十八条 この会則は 2012 年（平成 24 年）2 月 26 日より施行する。

第二十九条 初年度の会計年度は 2 月 26 日～翌年 3 月 31 日までとする。

第三十条 会長および副会長は、連続 4 期まで理事および評議員の任を務めることができる。

第三十一条 会長および副会長は、定数外の理事および評議員とする。

第三十二条 この会則は 2013 年 7 月 6 日に改定し、同日より施行する。

第三十三条 この会則は 2016 年 7 月 10 日に改定し、同日より施行する。

第三十四条 この会則は 2017 年 7 月 2 日に改定し、同日より施行する。

第三十五条 この会則は 2019 年 7 月 7 日に改定し、同日より施行する。

第三十六条 この会則は 2021 年 7 月 4 日に改定し、同日より施行する。